

はじめに

本書は、「危険物取扱者試験 乙種第4類」に合格するための参考書です。

人それぞれではありますが、学生であれ、社会人であれ、資格取得の勉強に費やせる時間は限られているはず。限られた時間のなかで試験に合格するためには、過去に出題された問題を何度も繰り返し解きつつ、内容を理解して覚えること。危険物取扱者試験では、多くの問題が過去に出題された問題から繰り返し出題されています。

小社では、過去問題を収集・復元・編集をしています。したがって、実際の過去問とは内容が若干異なっている可能性もありますが、問題の趣旨に沿っているという確信があります。

過去の問題を整理・分類していくと、ほぼ同じ趣旨の問題が多数あります。本書では、こうした問題は1つにまとめて収録しています。試験合格に際し、満点を取る必要はないのです。本書は、特に分厚い参考書が苦手な方のために、本書はできる限りページ数を圧縮し160ページ前後としました。本書を1冊読み込みましょう。そうすれば、きっと合格ラインに届くに違いありません。

試験合格には3つの各科目でそれぞれ60%以上の正答率が必要です。最初は3つの科目をバランスよく学習しましょう。そのうえで、自分が苦手な科目を把握しテキストを重点的に読んで、理解する必要があります。得意な科目を満点が取れるまで精度を高めるのもよいですが、苦手な科目を学習する時間に充てることをおすすめします。

テキストでは、各項目に分類される過去問題を解くために知っておくべき知識をマンガやイラストでわかりやすく解説していますので、イメージしやすく楽しみながら学習を進められるでしょう。

特に**太字**の語句や数値は**重要**なので、しっかり覚えてください！

第Ⅱ章については、物理化学についての予備知識が少ない方や苦手な方向けに、過去に出題された範囲も踏まえて、できる限り丁寧に詳しく解説しています。

また、解答は「**解答／解説編**」(別冊)として、各問題の解答と解説をまとめました。

本書では、実際の試験科目と同様に大きく3つの章に分け、細かく項目を分けています。

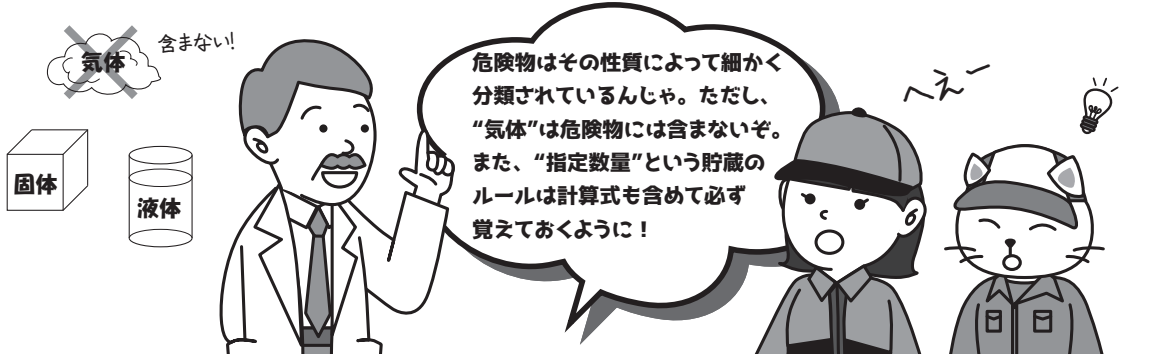
- 第Ⅰ章 危険物に関する法令
- 第Ⅱ章 基礎的な物理学及び基礎的な化学
- 第Ⅲ章 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

巻末には、実際に出題された問題で編成した模擬試験問題を3回分収録しています。実力の判定にご活用ください。

近年の乙4危険物の合格率は約30～40%台と決して高くはありません。しかし、限られた時間の中でも効率よく学習すれば、合格点を取ることも自体難しくはないといえます。本書を有効的に活用して、ぜひ1度の受験で**合格**できるよう頑張りましょう！



1 危険物の貯蔵及び取扱いの基準



I. 1 - 1. 消防法で規定する危険物

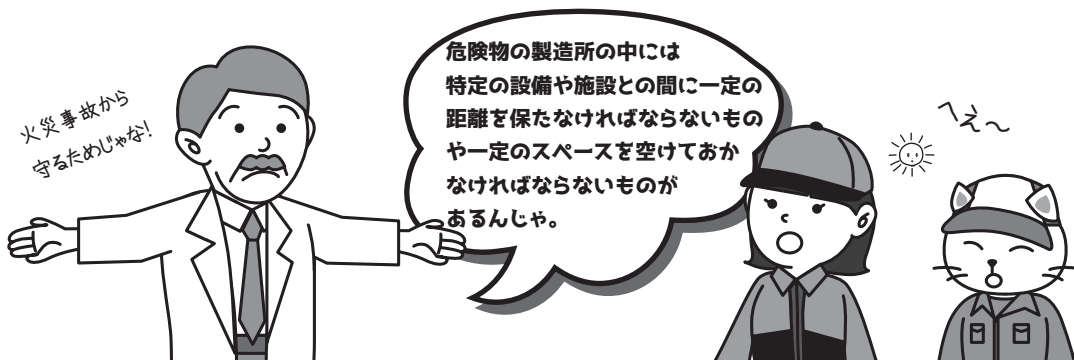
1 危険物の分類

①危険物とは、法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

〔法別表第1における区分及び性質〕

類別	代表的な品名	特徴
第1類 酸化性固体	<ul style="list-style-type: none"> 塩素酸塩類 過マンガン酸塩類 硝酸塩類 	<p>酸化性固体</p> <p>Point 「塩類」が付けばほとんど第1類危険物</p> <p>摩擦 → 衝撃 → 発火</p> <p>物質そのものは不燃性だが、他の物質を強く酸化させる。可燃物と混ぜて衝撃・熱・摩擦を加えると激しい燃焼が起こる。</p>
第2類 可燃性固体	<ul style="list-style-type: none"> 硫化りん 赤りん 硫黄 金属粉 マグネシウム 引火性固体 	<p>可燃性固体</p> <p>火炎で着火し易く、比較的低温（40℃未満）で引火しやすい。</p>
第3類 自然発火性物質 及び 禁水性物質 (固体または液体)	<ul style="list-style-type: none"> カリウム ナトリウム アルキルリチウム 黄りん 	<p>自然発火性・禁水性物質</p> <p>空気 → 水 → 接触 → 発火</p> <p>物質</p> <p>空気にさらされると自然発火するおそれがあるもの、水との接触で発火または可燃性ガスを発生するものがある。</p>

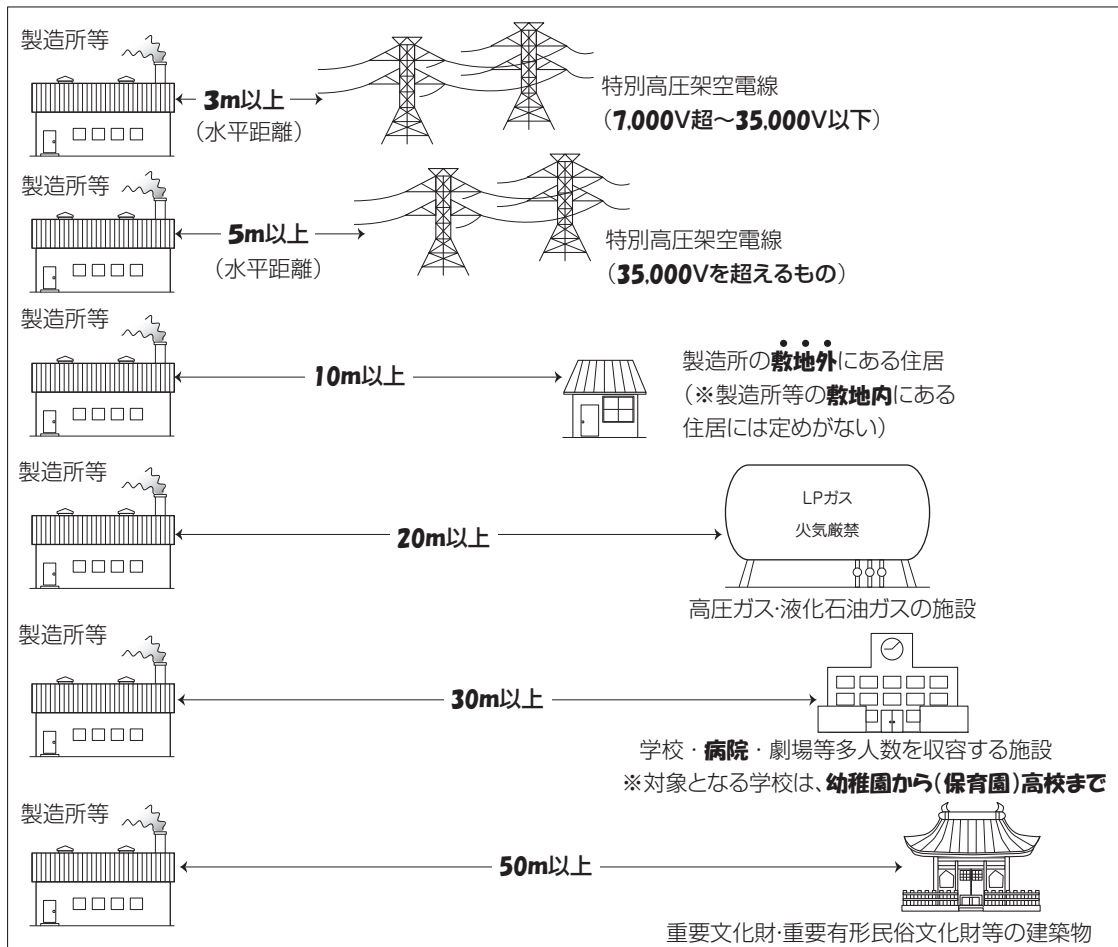
5 製造所等における位置の基準



I. 5-1. 保安距離

1 建築物等からの保安距離

①製造所等は、次に掲げる建築物等から製造所等の外壁またはこれに相当する工作物の外壁までの間に、それぞれについて定める距離（保安距離）を保つこと。保安距離は、製造所等に火災や爆発等の災害が発生したとき、周囲の建築物等に影響を及ぼさないようにするとともに、延焼防止、避難等のために確保する距離である。



[問 13] 法令上、製造所等に設置する消火設備の区分について、次のうち第3種の消火設備に該当しないものはどれか。

1. 水噴霧消火設備
2. 粉末消火設備
3. 不活性ガス消火設備
4. 水蒸気消火設備
5. 屋内消火栓設備

[問 14] 法令上、市町村長等から製造所等の修理、改造又は移転を命ぜられる場合は、次のうちどれか。

1. 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められたとき。
2. 製造所等の位置、構造及び設備を変更しないで、貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量を減少したとき。
3. 移動タンク貯蔵所による危険物の移送方法が法令に定める基準に適合していないとき。
4. 製造所等の位置、構造及び設備が法令に定める技術上の基準に適合していないとき。
5. 製造所等における危険物の貯蔵及び取扱いの方法が法令に定める技術上の基準に適合していないとき。

[問 15] 法令上、市町村長等から製造所等の使用停止を命ぜられる事由に該当しないものは、次のうちどれか。

1. 危険物の貯蔵及び取扱いの基準の遵守命令に違反したとき。
2. 危険物保安監督者を定めたが、その届出を怠っていたとき。
3. 仮使用の承認又は完成検査を受けずに、製造所等を使用したとき。
4. 危険物保安監督者の解任命令に応じなかったとき。
5. 定期点検を行わなければならない製造所等で、法定期限内にそれを行わなかったとき。